

裁判員経験者の意見交換会議事概要

山形地方裁判所

- 1 日 時 平成25年9月24日(火)午後2時20分から午後4時50分まで
- 2 場 所 山形地方裁判所第1会議室(5階)
- 3 出席者 司会者 水野邦夫(山形地方裁判所長)
裁判官 矢数昌雄(山形地方裁判所刑事部総括判事)
検察官 山中一弘(山形地方検察庁次席検事)
弁護士 安部 敏(山形県弁護士会弁護士)
裁判員経験者1番
裁判員経験者2番
裁判員経験者3番
裁判員経験者4番
裁判員経験者5番

【議事概要】

1 自己紹介及び裁判員裁判に参加した全般的な印象等

(司会者)

山形地方裁判所長の水野と申します。本日の司会を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。始めに、この意見交換会の目的について少し説明させていただきます。御承知のように、裁判員制度が始まって、早いものでもう4年が経過しました。当庁でもこれまで35回の裁判員裁判が実施され、裁判終了後の記者会見やアンケートにおいて、裁判員経験者からは、参加してよかった、貴重な経験であったというように制度に肯定的な声が多く、おおむね順調に運用されているとあってよい状況ではあります。しかし、この制度を運用する法曹三者の立場で申し上げますと、運用の改善を検討すべき点多々あるのではないかと考えております。

したがいまして、本日御出席の5人の裁判員経験者の皆様には、より良い裁判

員裁判の実現のために、是非率直な御意見、御感想を述べていただければと思います。また、検察官、弁護士、裁判官も出席しておりますので、皆さんからお尋ねになりたいことがあれば、何なりと質問してください。それでは、今回出席された方々の御紹介に移りたいと思います。始めに、法曹関係者の方々から自己紹介をお願いします。

(検察官)

山形地方検察庁次席検事の山中でございます。本日は裁判員経験者との意見交換会にお招きいただきありがとうございます。裁判員を経験された方の御意見をお伺いできる貴重な機会ですので、今後の裁判員裁判の在り方の参考にさせていただくためにも悪かったところも含めて率直な御意見、御感想をいただければと思います。どうぞよろしくをお願いします。

(弁護士)

弁護士の安部です。よろしくお願いいたします。司会者から山形地裁では全部で35件の裁判員裁判が行われたとお話がありました。私どもも裁判員裁判を迎えるに当たって様々な練習をしましたが、弁護士が裁判員裁判を担当するというのがそんなに多くないので、一人当たりの経験数が少ないということがあって、検察官と比べると弁護士の活動はどうなんだと言われることがございます。少しでも高いレベルの弁護活動をしたいと思っていますので、今日は忌憚のない御意見をいただきまして、それを弁護士会に持ち帰りまして今後の弁護活動の参考にしたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(裁判官)

山形地裁の部総括判事の矢数（やす）と申します。皆様と久しぶりにお会いするという事で、この5人の顔を知っているのは私だけですが、私には遠慮することなく思ったことを率直に言っていただければと思います。本日はお忙しい中、お集まりくださいましてありがとうございます。どうぞよろしくお

願います。

(司会者)

次に、本日御出席いただいた裁判員経験者の皆様から、お一人ずつ、自己紹介を兼ねて、裁判員裁判に参加された全体的な感想あるいは印象などをお伺いできればと思います。まず、1番の方は集団強姦致傷等を担当されましたが、御感想、御印象はいかがだったでしょうか。

(裁判員経験者1)

二、三ありますが、全体的な話からすれば、私にとって裁判員制度はすごく荷が重いのかなと思いましたが、実際皆様とお話をさせていただいて、いろいろな角度から話ができ、すごく勉強になりました。そのことを通じて、裁判員制度にもすごく興味を持つようになったし、裁判員の心情も何となく分かるなと思いました。正直、裁判員期間中は家に帰っても裁判のことを考えていたので、半分拘束されているような状況だったのかなと思いました。でも、事件の内容を分かりやすく説明してもらったし、皆さんの意見を引き出せるように配慮してもらったと記憶しています。

(司会者)

次に強盗致傷事件を担当された2番の方願います。

(裁判員経験者2)

裁判員には選ばれないと思っていましたが、6人の裁判員に選ばれて実際に法廷に入ったとき、事の重大さを感じました。しかし、裁判長や裁判官のフォローもあって、審理に参加したときは非常に分かりやすく入り込んでいけたと感じました。一般の人にはこのような機会は非常に少ない訳なので、実際に参加して家族や職場の同僚に法廷の生の現場の状況を説明して、もし選ばれた場合には勉強になるよと常々話しています。この場も勉強の機会だと思って参加しました。

(司会者)

次に強姦致傷等事件を担当された3番の方をお願いします。

(裁判員経験者 3)

まさか選ばれると思っていませんでしたので、ちょっとびっくりしました。でも、裁判員や補充裁判員の方とうまく率直な意見交換ができたので、大変良かったと思います。裁判員裁判に参加して自分には大変プラスになりました。それから、気になった部分ですが、性犯罪の判決は裁判員裁判では刑が重くなると言われていますが、その後の控訴の結果などを見ても判断が正しかったのだなと思いましたが、裁判官の裁判の進め方も間違いなかったのだと思います。本日は参加できて良かったし、また次回裁判員に選ばれても気持ちよく参加したいと思います。

(司会者)

次に傷害致死事件を担当された4番の方をお願いします。

(裁判員経験者 4)

私の場合は、割と審理は分かりやすかったような気がします。他の裁判員ともいろいろ話ことができました。

(司会者)

次に強制わいせつ致傷事件を担当された5番の方をお願いします。

(裁判員経験者 5)

まさか自分が裁判員に選ばれるとは思っていませんでした。前にたまたま裁判員制度を啓蒙する仕事をやっていましたが、そのときは他人ごとでした。実際選任の手續に参加して、6人の5倍くらいの方がいたのでおそらく選ばれないと思っていましたが、なぜか当たってしまいました。同時に裁判員制度が我が国に導入されるに当たって、プロの法曹関係者からはかなり危惧された部分があるということで、私自身、プロがやっているのにそれにアマが入って何か意味があるのかと常々思っていました。市民の日常感覚や常識を裁判に反映させて、結果として国民が支持する裁判を担保しようという背景がある訳です

けど、その中で市民の感覚というものを頭に置きながら4日間の裁判に参加しました。自分なりに市民の感覚や常識を反映させることができたので、市民の責務は果たせたのではないかと考えています。

2 審理についての感想・意見

(1) 冒頭陳述について

(司会者)

それでは、法廷での審理手続に沿った形で、裁判員にとって分かりやすい審理が実現できているかどうかということについて、皆さんの意見等を伺っていききたいと思います。審理の始めに冒頭陳述が行われます。ちょっと思い出していただきたいのですが、検察官と弁護人が、この事件はこれこれこういう事件ですよ、この事件のポイントはこうですよというのを、審理の始めの段階で説明をします。こういった審理の始めに行われている冒頭陳述は、いかがでしたでしょうか。あまりに情報量が多すぎると、裁判に慣れていない皆さんにとって分かりにくいものになってしまいます。長さは適当だったでしょうか、あるいは、内容面において、分かりやすかった点や、逆に分かりにくかった点についてもお聴かせいただきたいと思います。3番の方が参加された事件は、住居侵入、強姦致傷の否認事件で、被告人が室内に入ったり、わいせつ行為をしたことについて、同意があったのかといったことの他に、被害者が精神的な疾患に罹ったか否かといったことが争点だったのですが、検察官、弁護人の冒頭陳述は分かりやすかったですでしょうか。

(裁判員経験者3)

全体的に分かりやすかったです。

(司会者)

5番の方が参加された事件は、強制わいせつ致傷の否認事件で、被告人の暴行の内容や、被害者の傷害が強制わいせつの機会に生じたのかといったことが争点だったのですが、検察官、弁護人の冒頭陳述は分かりやすかったですでしょうか。

か。

(裁判員経験者 5)

検察官は強制わいせつ致傷で、弁護人は強制わいせつだという論点がありましたが、検察側の資料はかなり緻密にできていたという印象でした。特に冒頭陳述メモはマトリックス的にまとまっていて、弁護側の資料は、忙しいということもあるでしょうが、まとまりに欠けており組織力がないなと感じました。

(2) 供述調書などの取調べについて

(司会者)

次に、証拠の取調べについて伺います。

証拠書類の取調べは、原則として、法廷では、被害者や共犯者の供述調書、被告人の供述調書などが読み上げられたと思いますが、供述調書の内容は理解しやすかったですでしょうか。理解しやすかった点や、逆に理解しにくかった点についてお聴かせいただきたいと思います。2番の方が参加された強盗致傷事件では、被害者の供述調書が朗読されましたが、供述調書の内容は理解しやすかったですでしょうか。法廷で直接被害者の方から話を聞きたいとお感じにならなかったかなど、率直な感想をお話しいただければと思います。

(裁判員経験者 2)

内容に関して私個人としては分かりやすいと感じました。初めての場所なので、このようにして裁判が進められていくのだと感じて、その場所に自分のめり込んでいかないと理解できないなと思ってついて行くようにしました。裁判員裁判ということで国民に対して分かりやすく説明しようということが感じられて、その点では私には分かりやすかったです。

(司会者)

被害者の顔を見たいとか声を聞いてみたいという御感想はありましたか。

(裁判員経験者 2)

被害者の方の生の声を聞くということも大切なかもしれませんが、今回の事件に関しては、示談が成立しているということでそこまで突っ込んで聞く必要はないのかなと感じました。

(司会者)

1番の方の事件では、性犯罪だったこともあって法廷で直接被害者から話を聞くのではなく、被害者の供述調書が朗読されましたが、いかがだったでしょうか。

(裁判員経験者1)

分かりやすかったです。被害者の代わりに被害者参加の代理人弁護士から被害者の率直な感想を聞く機会があって良かったと思いました。

(司会者)

証拠調べについて、もう1点お伺いします。例えば、殺人や傷害致死などの事件では、事案にもよりますが、証拠として遺体の写真が取り調べられることがあります。そのような場合、裁判所としては、ショックを与えるおそれのあるような写真等については、必要最小限のものに限定し、取り調べる必要がある場合には、できるだけ衝撃的なものは避けるようにしております。この点について、検察官はどのような工夫をされているのか実情をお聴かせください。

(検察官)

写真は必要最小限度のものを選ぶこととし、最近では白黒の写真も使っています。今後は、例えばモニターには白黒で映して、実際の証拠でカラー写真を見たい人には原本を別途提出するという運用もいいのではないかと考えています。

(司会者)

今回参加されている方の中では、4番の方が参加された傷害致死事件で、遺体の白黒写真が取り調べられましたが、いかがだったでしょうか。

(裁判員経験者4)

白黒でしたし、写真も大きくなかったので私は気になりませんでした。

(司会者)

3番の方の事件では、血痕が付いた着衣のカラー写真が取り調べられました
が、いかがだったでしょうか。

(裁判員経験者3)

非常に鮮明に写っていて、こうなんだなと感じました。

(司会者)

5番の方の事件では、被害者の傷のカラー写真が取り調べられましたが、い
かがでしょうか。

(裁判員経験者5)

特に気持ちが悪くなるようなことはありませんでした。

(司会者)

検察官、この点について、何か御意見はありますか。

(検察官)

今お伺いした限りでは気になる事はなかったということでしたが、今回白黒
の遺体の写真を見て他の裁判員の方が参ってしまっているというような感じ
はありませんでしたか。

(裁判員経験者4)

問題なかったと思います。

(司会者)

裁判官から見てどんな状況でしたか。

(裁判官)

この事件に関しては、被害者の方が横になっている白黒写真で、案件として
はそれほど強烈なものではないと思っていました。事前に裁判官からも気を付
けてくださいと説明していたし、実際に調べる場面では検察官の方からも注意
喚起があったので大丈夫だったのかなと思います。

(3) 証人尋問や被告人質問について

(司会者)

被告人質問では皆さん被告人本人の話を法廷でお聞きになり、また、参加された事件によっては、証人尋問で被告人の家族の証言などもお聞きになったと思いますが、法廷でお聞きになった被告人質問や証人尋問は理解しやすかったですでしょうか。理解しやすかった点や、逆に理解しにくかった点などについてお聴かせいただきたいと思います。例えば、検察官や弁護人の質問の意図が分からないといったことはなかったでしょうか。1番と2番の方の事件では、被告人の供述調書を朗読せずに、犯行の経緯や内容について法廷で直接被告人に話してもらいましたが、理解しやすかったですでしょうか。

(裁判員経験者1)

すごく分かりやすかったです。

(司会者)

犯行の状況とかなぜこうなったということやどういう犯行であったのかということはずっと頭の中に入ってきましたか。

(裁判員経験者1)

事件そのものは否認ということではなかったもので、被告人のこれからのことについて関心がありました。被告人も十分反省しているという受け答えだったので、すんなり受け入れることができました。

(裁判員経験者2)

私は理解しやすいと感じました。被告人の話が二転三転して戸惑いを感じる場所もありましたが、被告人質問自体は分かりやすいと感じました。被告人に直接質問して直接話を聞くということが裁判員にとっては分かりやすかったと思います。

(司会者)

4番の方の事件でも、同様に犯行の経緯や内容について法廷で直接被告人に

話してもらいましたが、いかがだったでしょうか。

(裁判員経験者 4)

すべて認めるということだったので、新しいことは出てこなかったし、検察官の質問も弁護人の質問も分かりやすかったです。ただ、被告人の答えの内容で分かりにくかったところがありました。

(司会者)

3 番の方の事件では、被害者、被害者の母及び姉、医師といった多くの証人の方が証言されましたが、分かりやすさの点では、いかがだったでしょうか。

(裁判員経験者 3)

私が担当した事件は双方の意見が対立していました。被告人に恐怖感を持っていた被害者がビデオリンクで陳述したことで非常に分かりやすかったし、大変よい措置だったと思います。

(司会者)

検察官の側で更にお尋ねになってみたいことがありましたらお願いします。

(検察官)

冒頭陳述の在り方ですが、これまで検察官としては A 3 用紙 1 枚にまとめたものを提出して、実際に読み上げるものは、もう少し多い内容だったと思いますが、メモに書かれていない内容を読み上げられて理解できたのかという点をお伺いしたいと思います。また、情報量として実際に担当した事件の冒頭陳述の長さが適当だったのか合わせてお聴かせください。

(司会者)

5 番の方お願いいたします。

(裁判員経験者 5)

私の事案では、検察官の冒頭陳述メモは A 3 でマトリックス的にまとめていただいて分かりやすかったです。また、弁護人の冒頭陳述要旨メモの方は、論点を整理しながら意味付けされていたので、これからはこういうものが求めら

れるのかなと思いました。

(司会者)

3番の方は、いかがですか。

(裁判員経験者3)

分かりやすかったと思います。検察官は非常に簡潔にお話になるし、弁護人の方は性に関する事件ということで大変気を遣っているような感じを受けました。

(司会者)

検察官、他には何かございますか。

(検察官)

山形地検では供述調書の内容をモニターに流して朗読して、裁判員にも見てもらっていますが、その方法について率直な感想をお伺いします。

(司会者)

2番の方は、感想はいかがですか。

(裁判員経験者2)

書面だけより実際にモニターで見る方が分かりやすいです。補助するという面では、活用されたことが効果的だったと思います。

(司会者)

弁護士側としてお尋ねになりたい点はありますか。

(弁護士)

冒頭陳述に際して、検察官と弁護人双方から書面が提出されて、その書面はその後の審理では常に手元に置いていろいろお考えになったのでしょうか、それとも提出された書面はあまり関係なかったのでしょうか。

(司会者)

4番の方、いかがでしたか。

(裁判員経験者4)

書面は何度も読みました。

(司会者)

3番の方，いかがでしたか。

(裁判員経験者3)

私が担当した事件は対立していたので，弁護側の主張はこうなんだと，検察側の主張はこうなんだと読んでいましたし，審理する際に絶えず参考にしました。

(弁護士)

次に，鑑定書を取り調べるのではなく，医師の尋問が行われた事件もありましたが，その内容について理解できましたか。

(裁判員経験者3)

医師の方の説明と医師に対する質問は概ね理解できました。

(4) 論告・弁論について

(司会者)

論告・弁論の際に配られる検察官の論告メモや弁護人の弁論要旨などの内容は分かりやすかったですでしょうか。分かりやすかった点や，逆に分かりにくかった点などについて，お聴かせいただきたいと思います。また，論告・弁論の長さが適当だったかどうか感想をお聴かせください。まず，1番の方はいかがだったでしょうか。

(裁判員経験者1)

私は，弁論メモの方の話をさせていただきます。今は会社で何か説明をやるということになるとパワーポイントを使っており，私としては要点がはっきりして目で分かりましたし，そのようなツールを使ったことでお話したいことが私に響いてきました。

(司会者)

3番の方の事件も弁護側の弁論要旨もカラー印刷だったと聞いていますが，

論告メモも含めて分かりやすかったでしょうか。また、長さは適当だったでしょうか。

(裁判員経験者 3)

論告要旨は分かりやすかったです。弁論要旨は、はっきり主張が分からなかったような気がしてあまり伝わってこなかった気がします。

(司会者)

4 番の方はいかがだったでしょうか。

(裁判員経験者 4)

分かりやすかったと思います。長さもちょうど良かったです。

(司会者)

この点は、弁護士会からも質問がありましたが、いかがでしょうか。

(弁護士)

パワーポイントなどを使うやり方がいいのか、検察官がやっているような端的なメモの形がいいのか、あるいは以前からやっている言いたいことを文章の形にするやり方がいいのか弁護士会でも議論されているところですが、やはりパワーポイントは有効性があるのでしょうか。

(司会者)

2 番の方いかがでしょうか。

(裁判員経験者 2)

私が担当した事件では、弁論要旨に、もうちょっと理解しやすい表現があったら、もっと心に響くものがあるのかなと感じました。やはりカラーだと受ける側も見やすいのですんなり文章に入っていけるというところもあるので、その辺りも考慮してもらえれば突っ込んだ弁論要旨ができるのではないかと思います。

(司会者)

技術的にはパワーポイントなどを使ってプレゼンテーションをやった方が

頭に入ってきやすいという感想になるのでしょうか。

(裁判員経験者 2)

そうですね。やはり要点を強く訴えていただければ理解度が深まってくると
思います。

(司会者)

違う意見をお持ちの方はいませんか。

(裁判員経験者 5)

私は、パワーポイントは必ずしも必要ないと思っています。私の担当した事
件では、検察官は論告メモという形でA 3 が1枚で分かりやすかったです。弁
護人の弁論要旨は8枚あったので、技術的な面というよりは、もうちょっと工
夫してまとめてもらえれば分かりやすかったと思います。

3 評議・判決についての感想・意見

(司会者)

評議では、十分に意見交換できたという御感想でしょうか。また、評議にお
いては、裁判官から、法律用語や法律解釈についての説明があったかと思いま
すが、それは分かりやすかったですでしょうか。

(裁判員経験者 1)

私が担当したのは性犯罪で、裁判員になった方は女性を含めていろんな立場
の人がいました。その中で女性の方からも言いづらかった中身も話されたよう
でしたので、そういう意味では裁判官の配慮で意見を出しやすい方向で進めて
もらったので、私としては満足したし、最後まで意見を出し合って進んだのか
なと思います。

(裁判員経験者 2)

私のときにも活発に意見交換がなされまして、争点が実刑なのか執行猶予な
のかということで、各々が持っていた意見をぶつけ合えたのかなと思います。
裁判官からも私たちが理解しやすいようにかみ砕いて説明してもらったので、

評議に参加することによって裁判員自身が引き込まれていくような感じでした。

(裁判員経験者 3)

意見はとても活発に交わされて結論にたどり着いたような気がします。裁判官の方々の説明も分かりやすかったです。

(裁判員経験者 4)

裁判官や他の裁判員と十分な評議はできたと思います。

(裁判員経験者 5)

私が担当した事案は裁判員のうち4人が女性で、2人が男性でした。評議をする中で大分時間をかけました。私も最初は上の方から何か言って、あとは「はい。」と言って決まるのかなと思っていたら、お互いが言いたいことを言い合って段々収れんして決まっていたので、なかなかいいものだと思います。裁判官にも、うまく導き出してもらいました。

4 検察官，弁護人の法廷での言動，態度について

(司会者)

検察官，弁護士双方の法廷での言動，態度について，これまでお聴かせいただいた御意見以外の感想等がございますでしょうか。3番の方はいかがでしたか。

(裁判員経験者 3)

検察官もきちんとした意見を述べていましたし，弁護士も精神的な疾患に関する質問で最初は柔らかい質問でしたが，後半になると核心を突いてきました。そういう意味では良かったです。

(司会者)

4番の方は何かありますか。

(裁判員経験者 4)

特にありません。

(司会者)

5番の方は何かありますか。

(裁判員経験者5)

検察官も弁護人も真摯な態度で頑張っていたと思うし、その中で私たちもきちんとした市民的感觉を持って参加しなくてはいけないなと襟を正しました。

(裁判員経験者1)

皆さんすごく低姿勢というか、被害者へも配慮した言動でした。

(司会者)

2番の方はいかがでしたか。

(裁判員経験者2)

裁判の場を生で見たのは初めてでしたが、検察官が被告人質問をする際には素晴らしかったです。弁護人も弁論要旨を言うときに我々の方に向かって、心に響くように話すなど、これがプロの方の仕事なのかなと実感させられ、非常に貴重な経験でした。裁判というのは検察官、弁護人の双方が被告人のことをどうしていくのかということに力を入れているのだなと感じました。

5 これから裁判員となられる方へのメッセージ

(司会者)

最後になりますけれども、これから裁判員となられる方について、冒頭にも申し上げましたけれども、皆さん順番にお一人ずつ、メッセージをいただければと思っております。まず5番の方、いかがですか。

(裁判員経験者5)

もし、裁判員に選ばれたのなら、市民的な意識と感覺を持って積極的に参加してほしいと思います。参加することで世の中の仕組みを理解して、ともに世の中を作っていく一員なんだなという自覚も持てると思うので、是非とも機会があれば参加してほしいと思います。

(司会者)

次に4番の方、お願いいたします。

(裁判員経験者 4)

被害者の立場も考えてほしいと思います。

(司会者)

3番の方、お願いいたします。

(裁判員経験者 3)

裁判員に選ばれても決しておそれることなく、裁判所の方もいろいろアドバイスしてくれますし、いろいろな資料もありますので、審理を尽くせば十分にやっていけますので、選ばれても何も心配することはありません。私もまた選ばれる機会がありましたら、是非とも参加したいと思っています。

(司会者)

2番の方、お願いいたします。

(裁判員経験者 2)

実際に選ばれるまで自分は裁判員制度のことは無知でしたが、実際に参加して以降、裁判員裁判の報道がなされると興味を持って見るようになりました。一生に一回できるかどうかの貴重な経験なので、積極的に参加してほしいと思っています。もし、もう一度選ばれる機会がありましたら、積極的に参加したいと思います。

(司会者)

最後になりましたが1番の方、お願いいたします。

(裁判員経験者 1)

裁判や事件というものは日常とかけ離れたところにあるものだと日頃思っていました。裁判員制度に参加してみて誰もが被害者、加害者になる機会があるのだなと感じました。このような制度に参加することで犯罪抑止にも少しはつながっているのかなと思っていますので、是非参加した方がいいなと思います。ただ、体力をすごく使うので、健康な方ができれば選ばれて、健康に不

安のある方は最初から遠慮した方がいいのではないかと思いました。

6 法曹関係者からの感想

(司会者)

それでは最後に、今日参加しておられます法曹関係者の方々から、今日の皆さんのお話を伺ってどういう御感想をお持ちになったか伺いたいと思います。まず、検察官お願いします。

(検察官)

いろいろ貴重な御意見を聴かせていただき、ありがとうございました。裁判員に選ばれた感想として、まさか自分が選ばれると思っていなかったという意見をお聴きして、裁判員になること自体相当に心理的に不安を与えているのかなと思いました。裁判員に選ばれると、その日の午後から審理が始まりますので、緊張している中での審理なので、法廷で何が行われているのかなかなか理解しにくい状況があるのではないかと考えています。今日の話をお伺いして、検察官の主張、立証には肯定的な意見が出たと思っておりますが、今日の御意見も踏まえて検察官としては一人一人がより分かりやすい法廷活動に努めていきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

(司会者)

次に、安部弁護士お願いします。

(弁護士)

今日は弁護人に対して厳しい御意見も、またお褒めの言葉もありました。ありがとうございました。一応、検察官対弁護人という形にはなっていますが、裁かれる被告人のために最大限主張、立証することは楽な仕事ではありませんが、裁判員の皆様とにかく弁護人の言いたいことを整理して分かりやすく述べるかという技術を磨いていかなければならないと改めて思いました。弁護士会に帰って、技術的な修練に励まなくてはいけないということを確認したいと思います。裁判所に来て、くじで選任されて午後から法廷の審理に参加するのは

大変だと思いますが、我々が危惧する以上にきちんといろんな事態を把握しておられて、役割を理解して裁判員をやられていることに改めて敬意を表したいと思えます。本日は貴重な御意見をありがとうございました。

(司会者)

では最後に、矢数裁判官から御感想をお願いします。

(裁判官)

本日は、貴重な意見をお伺いできてありがとうございました。裁判所としては、精神的な負担を含めて裁判員の方の御負担をできるだけ軽くしたい方向で運営していくつもりですが、今日の御意見も踏まえましてその点をもう一度考えて、より良い裁判員制度につなげていければと思っております。本日はありがとうございました。

以 上